

<届出事項変更> (提出期限: 事由発生の日より 14 日以内)

<p>1. 住所・氏名変更</p>	<p>①国民健康保険届出事項変更届</p> <p>②「被保険者証」および「高齢受給者証」</p> <p>③住民票 (個人番号記載のないもの)</p> <p>※「世帯全員」のもので続柄が記載され、3ヶ月以内に発行されたもの</p> <p>④保険加入状況調書</p> <p>※同一世帯で住民票に記載がある方全員の、現在加入している保険の種類と保険者名を記入していただく (医師国保の場合も含め)</p> <p>⑤同一世帯で医師国保以外の保険加入者の「被保険者証の写し」</p> <p>※医師国保加入者でも、記号番号が違う場合は必要</p>
<p>2. 医療機関の変更</p> <p>(第一種組合員・特別組合員のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の名称 ・開設主体 (個人⇔法人) ・勤務形態 (管理者⇔勤務医) ・医療機関の廃止または勤務先を退職 	<p>① 国民健康保険届出事項変更届</p> <p>※開設主体の変更の場合 (個人⇔法人)</p> <p>個人医療機関が法人になる時、又は個人医療機関の従業員が5人以上になる時で、医師国保組合に引き続き加入する場合</p> <p>② 健康保険被保険者適用除外承認申請書</p> <p>③ 在職証明書等 (非常勤や自宅会員の場合)</p> <p>※医療機関の廃止または勤務先を退職した後も、医療及び福祉の業務に従事する場合</p>
<p>3. その他</p> <p>①子どもが修学のため住所を移した場合</p> <p>② " 終了後住所を戻した場合</p>	<p>① 国民健康保険届出事項変更届</p> <p>② 「在学証明書」および「修学先の住民票」</p> <p>③ 組合員と同一世帯の住民票 (個人番号記載のないもの)</p> <p>※「世帯全員」のもので続柄が記載され、3ヶ月以内に発行されたもの</p>
<p>4. 保険料引去り口座の変更</p> <p>(第一種組合員・特別組合員のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引銀行・口座番号・名義等 	<p>① 国民健康保険届出事項変更届</p> <p>② 口座振替特約書</p> <p>③ 承諾書</p>